

7 林政経第 301 号
令和 8 年 3 月 19 日

各都道府県（別記参照） 林務担当課長 殿

林野庁 林 政 部 経 営 課 長
森林整備部 森林利用課長

森林経営管理法の改正に伴う「林業の作業現場における技能者の在籍状況
の把握等について」の一部改正について

日頃より、森林・林業行政の推進に対し、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨年 5 月に成立・公布された森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 48 号）が令和 8 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、改正後の森林経営管理法第 42 条第 2 項において、同法第 44 条第 2 項の規定により、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、かつ、経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると都道府県が認めて公表している民間事業者として「適合事業者」が規定されました。

つきましては、「林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等について」（令和 7 年 3 月 21 日付け 6 林政経第 365 号林野庁林政部経営課長・森林整備部森林利用課長通知）の一部を別紙新旧対照表のように改正しましたので、適合事業者の審査に当たり、フォレストリーダー若しくはフォレストマネージャー又は技能検定 2 級以上の合格者の在籍状況の把握に努めていただくようお願いします。

（別記） 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(別紙)

林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等について(令和7年3月21日 6 林政経第365号 林野庁林政部経営課長・森林整備部森林利用課長通知)
新旧対照表(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
6 林政経第365号 令和7年3月21日 (一部改正) 令和8年3月19日 7 林政経第301号	6 林政経第365号 令和7年3月21日
各都道府県(別記参照) 林務担当課長 殿	各都道府県(別記参照) 林務担当課長 殿
林野庁 林 政 部 経営課長 森林整備部 森林利用課長	林野庁 林 政 部 経営課長 森林整備部 森林利用課長
林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等について	林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等について
日頃より、森林・林業行政の推進に対し、ご協力を賜り誠にありがとうございます。	日頃より、森林・林業行政の推進に対し、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、林野庁では、「緑の雇用」事業において、就業3年目までの従事者に対して基礎的な技能・知識の習得を目指した林業作業士(フォレストワーカー)研修、リーダー育成を目指した現場管理責任者(フォレストリーダー、以下「FL」という。)研修、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー、以下「FM」という。)研修等を行っています。	さて、林野庁では、「緑の雇用」事業において、就業3年目までの従事者に対して基礎的な技能・知識の習得を目指した林業作業士(フォレストワーカー)研修、リーダー育成を目指した現場管理責任者(フォレストリーダー、以下「FL」という。)研修、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー、以下「FM」という。)研修等を行っています。
こうした中、令和6年8月に職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)が改正され、林業が技能検定制度に位置付けられ、現場従事者の技能を定量的に確認することができるようになったところであり、厚生労働省とも一体となって現場従事者へ受検勧奨していくこととしています。	こうした中、令和6年8月に職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)が改正され、林業が技能検定制度に位置付けられ、現場従事者の技能を定量的に確認することができるようになったところであり、厚生労働省とも一体となって現場従事者へ受検勧奨していくこととしています。
現場従事者のこうした研修の受講や資格の取得は、各現場においてリーダー的な者が常駐し指導できる状態となることにより、実施する施業の質の向上、労働安全の確保や処遇の改善にもつながります。林野庁としては、事業体ごとにFL若しくはFM又は技能検定2級以上の合格者(以下、「技能者」という。)が3割以上在籍する状態を目指します。	現場従事者のこうした研修の受講や資格の取得は、各現場においてリーダー的な者が常駐し指導できる状態となることにより、実施する施業の質の向上、労働安全の確保や処遇の改善にもつながります。林野庁としては、事業体ごとにFL又はFMもしくは技能検定2級以上の合格者(以下、「技能者」という。)が3割以上在籍する状態を目指します。
つきましては、このような技能者の在籍状況の確認と、現場への技能の浸透にご配慮願います。具体的には、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項又は第44条第2項に基づき公表する民間事業者及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項に基づき認定する事業主の審査に当たり、下記1又は2のとおり技能者の在	つきましては、このような技能者の在籍状況の確認と、現場への技能の浸透にご配慮願います。具体的には、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項に基づき公表する民間事業者及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項に基づき認定する事業主の審査に当たり、下記1又は2のとおり技能者の在籍状況が把握でき

(別紙)

籍状況が把握できるよう申請様式等を見直すとともに、把握した在籍状況が3割以上等である事業体の公表に努めていただくようお願いします。	るよう申請様式等を見直すとともに、把握した在籍状況が3割以上等である事業体の公表に努めていただくようお願いします。
1 「森林経営管理法の運用について」（平成30年12月21日付け30林整計第713号）第13の3（4）及び第18に基づき、民間事業者に提出を求める内容に関して、民間事業者が常用雇用する現場従事者のうち、 <u>FL若しくはFM又は林業技能士（級毎）</u> の資格を保有する者の割合が把握できるよう、複数の資格（林業技能士にあつては複数の級）を持つ現場従事者も1名と計上することなどに留意すること。	1 「森林経営管理法の運用について」（平成30年12月21日付け30林整計第713号）第13の3（4）に基づき、民間事業者に提出を求める内容に関して、民間事業者が常用雇用する現場従事者のうち、 <u>林業技能士（級毎）、FL、FM</u> の資格を保有する者の割合が把握できるよう、複数の資格（林業技能士にあつては複数の級）を持つ現場従事者も1名と計上することなどに留意すること。
2 「林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について」（平成8年5月24日付け8林野組第121号）第3の3に基づき、改善計画の記載内容の確認に当たっては、常用雇用する現場従事者のうち、 <u>FL若しくはFM又は林業技能士（級毎）</u> の資格を保有する者の割合が把握できるよう、複数の資格（林業技能士にあつては複数の級）を持つ現場従事者も1名と計上することなどに留意すること。また、林業技能士等の資格の有無を給与や能力評価に反映するなどの具体的な処遇改善措置を計画及び実施しているかどうかに留意すること。	2 「林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について」（平成8年5月24日付け8林野組第121号）第3の3に基づき、改善計画の記載内容の確認に当たっては、常用雇用する現場従事者のうち、 <u>林業技能士（級毎）、FL、FM</u> の資格を保有する者の割合が把握できるよう、複数の資格（林業技能士にあつては複数の級）を持つ現場従事者も1名と計上することなどに留意すること。また、林業技能士等の資格の有無を給与や能力評価に反映するなどの具体的な処遇改善措置を計画及び実施しているかどうかに留意すること。